

平成21年5月29日
国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所

記者発表資料

河川情報モニター委嘱式を開催します！

五ヶ瀬川水系直轄管理区間における河川情報モニターとして、
7名の方へ委嘱します！

延岡河川国道事務所では、6月1日(月)15:30から河川情報モニター委嘱式及び河川情報モニター会議を開催します。

九州地方整備局では、平成20年度から九州管内全ての直轄河川において河川情報モニター制度を新設しており、延岡河川国道事務所では、7名の方へ委嘱を行います。

河川情報モニターとは、河川管理者等が提供する河川の情報(出水時、平常時)についてモニタリングし、その改善に寄与するとともに、地域のメッセンジャーとして河川情報及び防災意識を地域住民への普及啓発していただくものです。

問い合わせ先:

国土交通省延岡河川国道事務所 技術副所長 塚本 剛好
調査第一課長 甲斐 浩幸

〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目 2889 番地

TEL 0982-31-1155 FAX 0982-33-6907

事務所HPアドレス: <http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>

防災情報システムアドレス: <http://gokasegawa-bousai.qsr.mlit.go.jp/index.php>

防災情報システム(携帯版): <http://gokasegawa-bousai.qsr.mlit.go.jp/keitai/top.html>

一般固定電話からの防災情報提供:0982-31-3000

河川情報モニター制度

○河川情報モニター制度の主旨について

近年、気候変動等の影響により、集中豪雨による災害が頻発しています。

洪水による被害を最小限にとどめるためには、堤防等の施設整備のみで達成できるものではなく、気象情報、河川の情報、避難に関する情報が確実に地域住民に伝わり、避難行動に結びつけて頂くことが重要ですが、その情報が必ずしも的確に地域住民に伝わっていないとの声もあります。

このような状況にかんがみ、河川に関する情報について、住民の皆様方、受け手側の視点で再点検し改善を図るとともに、河川情報を地域の方々へ広めて頂く事で、地域の防災力の向上を図る事を目的として、河川情報モニター制度を新設しました。

河川情報モニター制度の概要について

